

議案第 8 号

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例を別紙のとおり定める。

平成30年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第24条に規定する承認地域経済牽引事業を行うための設備投資に対する固定資産税の特別措置により、地域経済を牽引する事業を支援し町の成長発展の基盤強化を図るため提案するものである。

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第24条に規定する承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意（当該同意が平成31年3月31日までに行われたものに限る。）の日（以下「同意日」という。）から起算して5年を経過する日までの期間内に、承認地域経済牽引事業のための施設（以下「対象施設」という。）で次に掲げる要件に該当するもの（以下「適用対象施設」という。）を法第4条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、適用対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該適用対象施設の用に供する部分に限るものとし、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「総務省令」という。）第3条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。

(1) 一の施設（一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係に

ある二以上の家屋若しくは構築物であって一団の土地にあるものに限る。)であって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。)及び当該家屋又は構築物の敷地である土地(同意日以後に取得した土地であって、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)の取得価額の合計額が1億円(総務省令第2条第1号に規定する農林漁業及びその関連業種に係るものにあつては、5千万円)を超えるものであること。

- (2) 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積(機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積(以下この号において「共用部分の床面積」という。)を除く。)のうち当該対象施設に含まれる部分の床面積(共用部分の床面積を除く。)の占める割合が2分の1以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産(所得税法施行令第6条第2号又は法人税法施行令第13条第2号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。)の取得価額の合計額のうち当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が2分の1以上のものであること。

(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度(当該固定資産を適用対象施設の用に供した日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年)の4月1日の属する年度)以後3箇年度とする。

(課税免除の申請及び決定)

第4条 第2条の規定により課税免除を受けようとする者は、規則で定める申請書を、課税免除を受けようとする年度の賦課期日の属する年の1月30日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、課税免除をするかどうかについて、遅滞なく当該申請者に通知しなければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 町長は、第2条の規定により課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(2) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

(適用除外)

第6条 おいらせ町工場誘致奨励条例(平成20年おいらせ町条例第19号)第7条第1項の工場操業奨励金の交付を受けた者は、課税免除の措置を受けることができない。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(おいらせ町工場誘致奨励条例の一部改正)

2 おいらせ町工場誘致奨励条例(平成20年おいらせ町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第12条中「おいらせ町復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例(平成24年おいらせ町条例第24号)第2条」の次に「又はおいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置さ

れる施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例（平成30年お
いらせ町条例第 号）第2条」を加える。